

守口市雨水流出抑制 施設設置基準

令和4年4月1日

守口市環境下水道部

目 次

1. 目 的	1
2. 適 用	1
3. 雨水流出抑制施設の分類	1
4. 用語の定義	2
5. 特定都市河川浸水被害対策法、大阪府特定都市河川流域に おける浸水被害防止に関する条例 の考え方	4
6. 法、条例の判定フロー	6
7. 法、条例の対象となる行為について	7
8. 法の許可申請フロー	9
9. 雨水浸透阻害行為許可申請、協議の提出書類について	10
10. 雨水浸透阻害行為許可後の手続きについて	11
11. 条例対象 協議フロー	12
12. 雨水浸透阻害行為、開発行為協議の提出書類について	13
13. 条例対象 雨水抑制施設の設置について	14
14. 雨水流出抑制施設	16
14-1 浸透ます	16
14-2 浸透管	17
14-3 透水性舗装	18
14-4 表面貯留（オンサイト貯留）	19
14-5 地下貯留（オフサイト貯留）	20
14-6 放流施設	21
15. 雨水浸透施設の設置場所	23
16. 斜面近傍の設置禁止範囲	24
17. 貯留・浸透施設の計画	25
17-1 許容放流量の算定	25
17-2 放流量に伴う放流管の算定	26
17-3 余水吐の計画降雨	26
17-4 余水吐の形状	26
17-5 浸透施設浸透量の算定	27
18. 基準降雨（寝屋川特定都市河川流域の強化降雨）	28
19. 各種浸透施設の比浸透量算定式	29
19-1 円筒ます、正方形ます	29
19-2 浸透トレンチ、透水性舗装	30
20. 様式集	31
20-1 浸水被害対策法の許可申請等様式	31
別記様式第一（第六条関係） 許可申請書	32
様式第1号（第2条関係） 計画説明書	33
様式第2号（第4条関係） 変更許可申請書	34
様式第3号（第4条関係） 変更届出書	35

様式第4号	(第5条関係)	工事着手届出書	-----	36
様式第4号	(第16条関係)	工事廃止届出書	-----	37
別記様式第二	(第16条関係)	工事完了届出書	-----	38
様式第5号	(第9条関係)	工事の検査済証	-----	39
20-2	浸水被害の防止に関する条例の協議様式		-----	40
第一号様式	(府条例 第六条)	協議書	-----	41
第二号様式	(府条例 第六条)	工事完了届出書	-----	42
20-3	20-1、20-2 に該当しない場合の様式			
		雨水流出抑制施設設置協議書	-----	43
20-4	開発工事関連検査確認書		-----	44
20-5	委任状			45
21.	標識の設置		-----	46

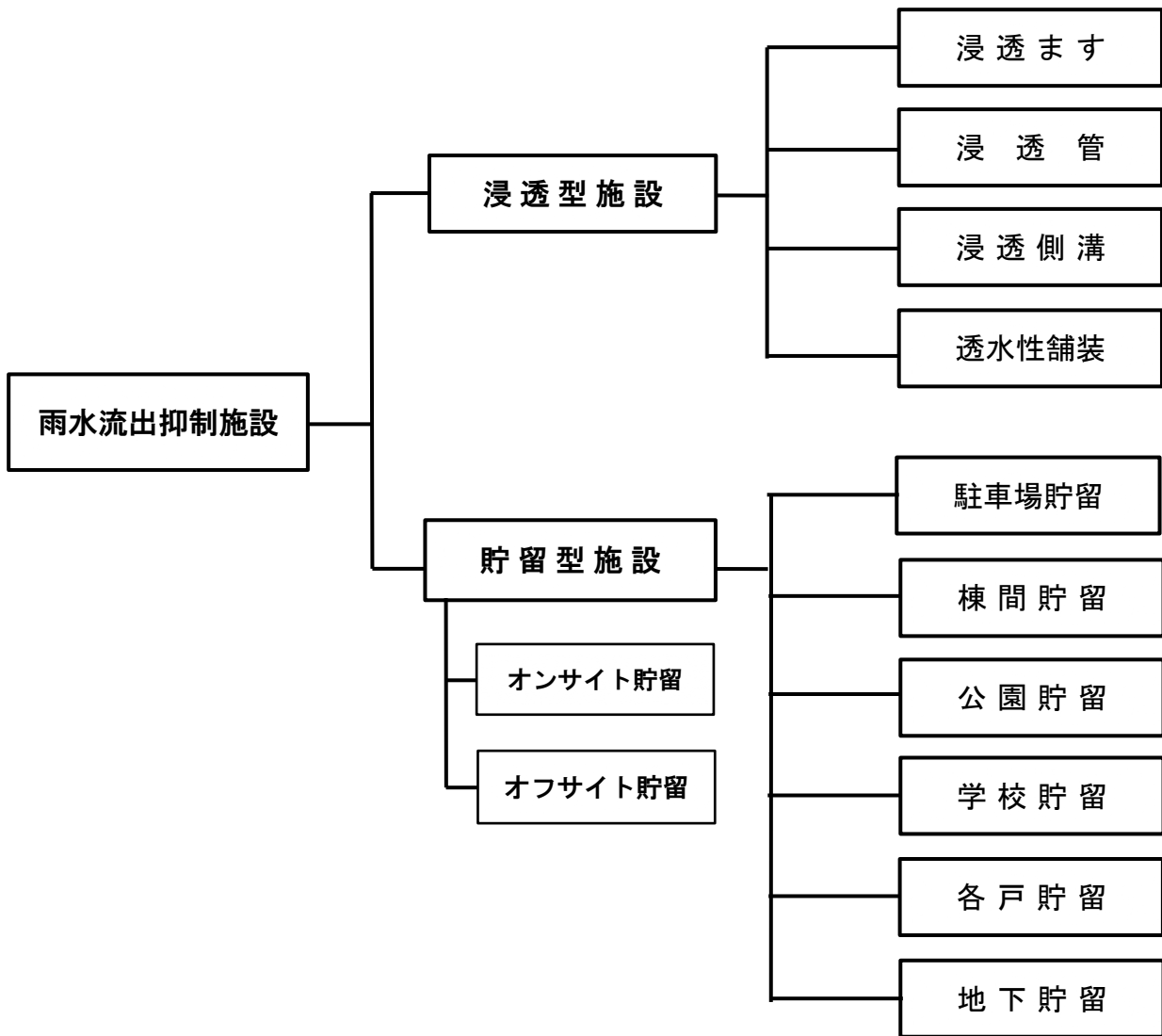
1. 目 的

本基準は、守口市の雨水流出抑制施設の設置に係る技術的一般事項をまとめたものである。

2. 適 用

本基準は、守口市を含む平成 18 年 7 月に寝屋川流域協議会（大阪府と流域関係 11 市）で策定した「寝屋川流域における雨水流出抑制施設技術基準」（案）を基本とし、雨水浸透阻害行為及び開発行為等に伴う貯留及び浸透施設の設置に適用する。

3. 雨水流出抑制施設の分類



4. 用語の定義

本基準で用いる用語を次のように定義する。

特定都市河川流域 都市部を流れる河川の流域において、著しい浸水被害等から国民の生命、財産等を保護するため指定されたものであり、都道府県知事が指定する。

雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法第9条に掲げる行為。

雨水流出抑制施設 降雨時に河川等への急激な雨水流出量を低減させるため、流域内に降った雨を一時的に貯留したり又は地下に浸透させたりし、河川等への流出を抑制することで、平常の河川等の流量を確保する役割を果たす施設をいう。

浸透型施設 地表あるいは地中の浅い所から、雨水を土壌の不飽和帯を通して、地中への分散浸透させる施設をいう。

貯留型施設 雨水を一時的に貯留することにより、雨水の流出を抑制する施設をいう。

オンサイト貯留 雨水の移動を最小限におさえ、雨が降ったその場所で貯留し、雨水の流出を抑制するもので、公園・運動場・駐車場・集合住宅の棟間等の貯留施設をいう。

オフサイト貯留 雨水を集水して貯留し、流出を抑制する施設で現地外貯留とも呼び、地下貯留がこれにあたる。

浸透ます 浸透ますの周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる施設をいう。

浸透管 浸透管の周辺を砕石で充填し、集水した雨水を主に側面から地中へ浸透させる施設をいう。

浸透側溝 側溝の周辺を砕石で充填し、集水した雨水を側面及び底面から地中へ浸透させる側溝をいう。

透水性舗装 雨水を直接舗装体に浸透させ、路床の浸透能力により雨水を地中へ浸透させる舗装をいう。

駐車場貯留 駐車場の一部又は全部を利用するもので、自動車の走行を考慮し水深は10cm程度に制限される。

棟間貯留 集合住宅の棟間に貯留するものをいう。

公園貯留 公園用地内の池・運動場等に貯留するものをいう。

学校貯留 小・中学校等の運動場や、教育施設用地等を利用して貯留するものをいう。校庭貯留の場合、児童の年齢による体力を考慮し、水深は30cmを標準とする。

各戸貯留 独立住宅の敷地内の庭に貯留（低床花壇）又は貯留槽を設け、これに屋根に降った雨水を貯留するものをいう。

地下貯留 構造物の地下等に貯留施設を設け雨水を貯留するものをいう。

貯留限界水深 貯留施設における貯留時の安全性、本来の土地利用目的から定まる貯留可能な最大水深をいう。

オリフィス オリフィスとは、貯留型施設に雨水が流入・出す際、流入・出量を調節するための調整口をいい、放流施設の底面近くに設置する。

5. 特定都市河川浸水被害対策法（以下「法」という。）、大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例（以下「条例」という。）の考え方

考え方の目安

開発面積	都市計画法 第29条	開発行為	該当するもの	提出書類
1,000 m ² 以上	該当	田・畑⇒宅	法に該当	有（許可）
	該当外	宅⇒宅	※1 行政指導	—
500 m ² 以上	該当	田・畑、宅⇒宅	条例に該当	有（協議）
500 m ² 未満	—	田・畑⇒宅	※2 行政指導	—
	—	宅⇒宅	※3 行政指導	—

○重要

都市計画法第29条に該当しない場合でも公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為は、対象となります。詳しくは7~8ページを参照すること。

※1 行政指導：可能な限り浸透ます、浸透管等で流出抑制に努めること。

※2 行政指導：可能な限り貯留浸透施設等で流出抑制に努めること。

※3 行政指導：1敷地に1箇所は浸透ます、浸透管等を設置し流出抑制に努めること。

特定都市河川浸水被害対策法（平成15年6月11日法律第77号）
平成15年6月11日施行

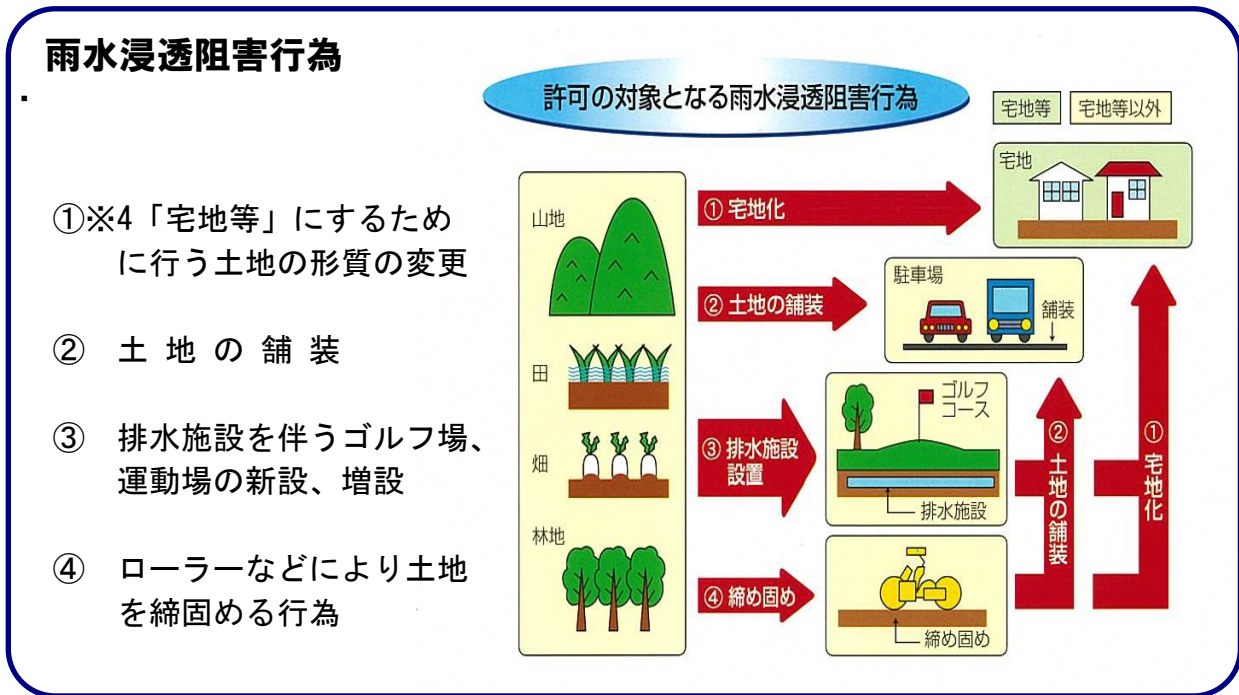
法第3条 特定都市河川等の指定（都道府県知事）

- 特定都市河川及び特定都市河川流域を指定し、平成18年7月1日より実施する。（平成18年1月13日大阪府告示第83号）

許可、協議

- ・1,000 m²以上の雨水浸透阻害行為を行う場合には守口市長の許可を要する。
- ・許可までの期間は1箇月程度、都市計画法第29条の協議と平行して行う。

許可の対象となる雨水浸透阻害行為とは



※4「宅地等」に含まれる土地

宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場

「宅地等」以外の土地

山地、林地、耕地、原野

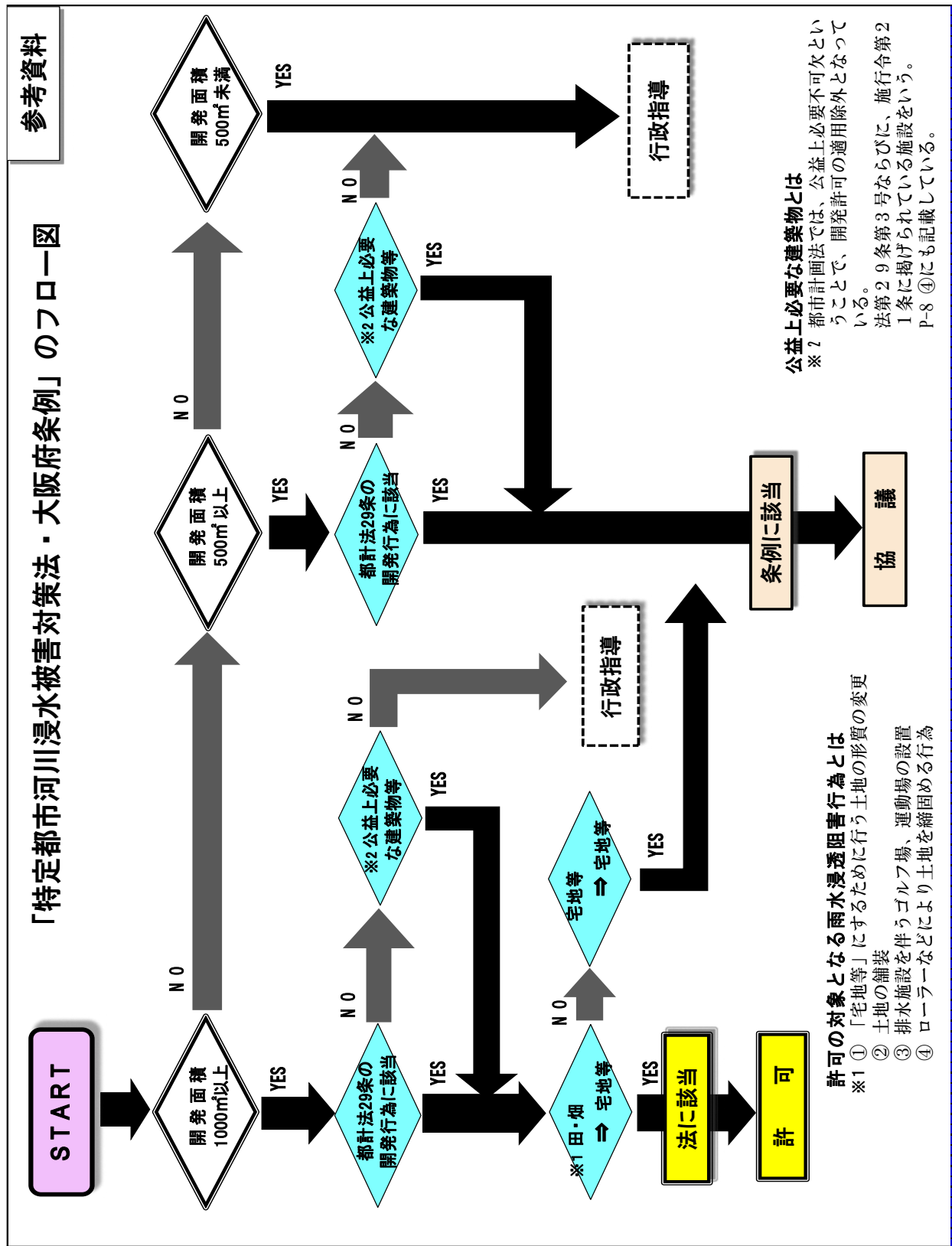
土地の区画、形質の変更とは

- ・ 区画の変更
道路・公園などを新設することにより、土地の区画を変更すること。
- ・ 形の変更
切土・盛土により、土地の形状を変更すること。
- ・ 質の変更
宅地以外の土地（農地・山林など）を、宅地にすること。

大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例 (平成 18 年 3 月 28 日 大阪府条例第 5 号)

- 特定都市河川流域における雨水の流出を抑制するために必要な措置を定めるところにより浸水被害を防止することを目的とし、法の技術的基準の強化を併せ持つ。

6. 法、条例の判定フロー



7. 法、条例の対象となる行為について

法の対象となる行為

下記の対象行為に該当する場合には、【別記様式第1】を提出してください。

対象	①-1 宅地等以外の土地において行う <u>0.1ha</u> 以上の雨水浸透阻害行為
対象外	I. 主として農地または林地を保全する目的で行う行為
	II. すでに舗装されている土地において行う行為
	III. 仮設の建築物等（建築物その他の工作物をいう。第11条第2号及び第14条第2号において同じ。）の建築その他の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に該当行為前の土地利用に戻されることが確実な場合に限る。）
	IV. 非常災害のための必要な応急措置として行う行為

条 例 の対象となる行為

①雨水浸透阻害行為 【公共施設の場合】

下記の対象行為に該当する場合には、【第1号様式 雨水浸透阻害行為協議書】を提出してください。

対 象	①-1 に該当する行為であり、かつ対策工事後の当該土地から地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量の最大値が、寝屋川流域における雨水流出抑制施設技術基準（案）を上回るもの。
--------	--

②開発行為

下記の対象行為に該当する場合には、【第1号様式 開発行為協議書】を提出してください。

対 象	② 市街化区域内において行う 0.05 h a 以上の都市計画法第 29 条の許可を必要とする開発行為
	③ 市街化調整区域内において行う都市計画法第 29 条の許可を必要とする開発行為
	④ 駅舎その他の鉄道の施設、図書館、公民館、変電所、社会福祉施設、医療施設、学校教育法による学校（専修学校及び各種学校を含む。）その他これらに類する都市計画法施行令第 21 条で定める公益上必要な建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
	⑤ 国、大阪府、大阪市等、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づきこの節の大阪府知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村（以下、「事務処理市町村」という。）、大阪府、大阪市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合、全部事務組合、役場事務組合若しくは港務局または、大阪府、大阪市等若しくは事務処理市町村が設置団体である地方開発事業団が行う開発行為
	⑥ 都市計画事業の施行として行う開発行為
	⑦ 土地区画整理事業の施行として行う開発行為
	⑧ 市街地再開発事業の施行として行う開発行為
	⑨ 住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
	⑩ 防災街区整備事業の施行として行う開発行為
	⑪ 公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許を受けた埋立地であって、まだ同法の第 22 条第 2 項の告示がないものにおいて行う開発行為
	対 象 外
VI. 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為	
VII. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で都市計画法施行令第 22 条で定めるもの	

8. 法の許可申請フロー

許可申請

許可申請書の作成

<添付書類>

1. 雨水浸透阻害行為許可申請書、協議書(別記様式第1(第6条関係))
2. 委任状
3. 行為区域位置図(1/50,000以上)行為区域の位置を示したもの
4. 行為区域図(1/2,500以上)土地の境界、地番及び形状を示したもの
5. 雨水貯留浸透施設の計算書
6. 雨水浸透阻害行為に関する計画説明書(様式第1号(第2条関係))
7. 計画図
 - 現況土地利用図(1/2,500以上)
 - 土地利用計画図(1/2,500以上)
 - 排水施設計画平面図(1/2,500以上)
 - 対策工事の位置図(1/2,500以上)
 - 雨水貯留施設の形状(1/2,500以上)
 - 雨水貯留浸透施設の構造詳細図(1/500以上)
8. 現況写真

申請

雨水浸透阻害行為を伴う工事の実施及び対策工事の実施
→ 工事着手届出書を提出

許可

工事完了(対策工事ではなく雨水浸透阻害行為に関する工事完了時)
→ 工事完了届出書を提出すること。

工事完了

開発工事関連検査確認書に基づき完了検査を実施
(完了検査時に雨水流出抑制施設(貯留施設、放流施設、オリフィス等)の寸法入り写真を電子データ(JPG)で提出すること。)

完了検査合格後に検査済証を発行します。

標識の設置

対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を損なう恐れのある行為を行う場合は守口市長の許可が必要です。

9. 雨水浸透阻害行為許可申請、協議の提出書類について

正・副 2部 提出してください

1. 雨水浸透阻害行為許可申請書、協議書（別記様式第1（第6条関係））
2. 委任状
3. 行為区域位置図（1/50,000以上）行為区域の位置を示したもの
4. 行為区域図（1/2,500以上）土地の境界、地番及び形状を示したもの
5. 雨水貯留浸透施設の計算書
調整池容量計算システム（Ver 2007A）JICE（一般財団法人）国土技術研究センター <http://www.jice.or.jp/tech/software/rivers/poudage/> でダウンロードできます。
6. 雨水浸透阻害行為に関する計画説明書（様式第1号（第2条関係））
7. 計画図
 - 現況土地利用図（1/2,500以上）
 - 土地利用計画図（1/2,500以上）
 - 排水施設計画平面図（1/2,500以上）
 - 対策工事の位置図（1/2,500以上）
 - 雨水貯留施設の形状（1/2,500以上）
 - 雨水貯留浸透施設の構造詳細図（1/500以上）
8. 現況写真

【着手前提出書類及び注意事項】

1. 工事着手前に着手届を提出してください。2部提出
着手届提出時に完了検査をどの段階で行うかの協議を行うものとする。
2. 雨水浸透阻害行為及び対策工事（貯留施設及び浸透施設の設置に係わる工事）における着手予定日又は完了予定日の変更に関し、軽微な変更は「雨水浸透阻害行為変更届書」を提出してください。
それ以外の変更は、変更許可申請が必要になります。
[変更許可を要する事項]
 - ①雨水浸透阻害行為をする土地の区域（行為区域）の位置、区域及び規模の変更
 - ②雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の変更
 - ③雨水貯留浸透施設の設置に関する工事、その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（対策工事という）の計画の変更

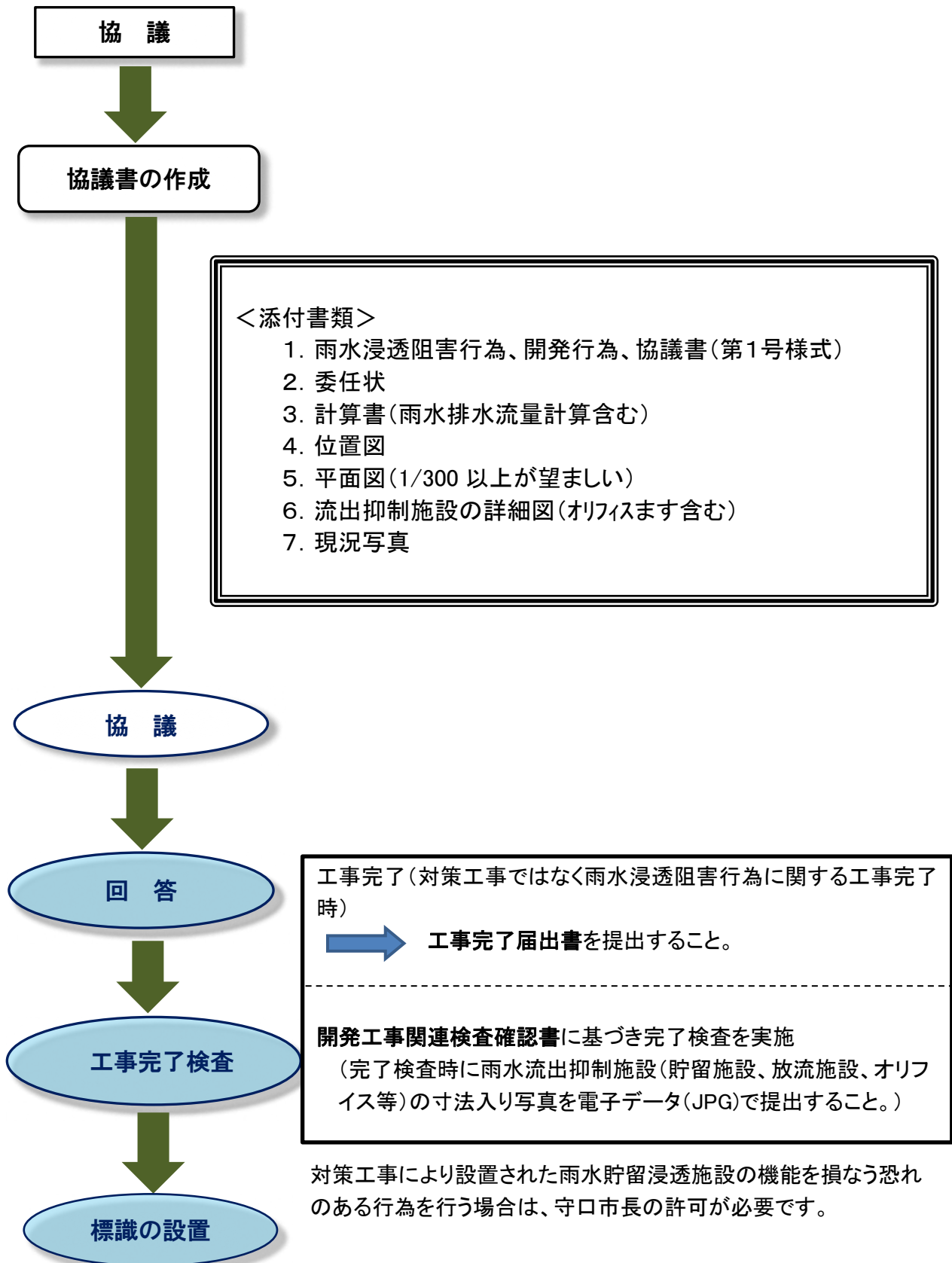
10. 雨水浸透阻害行為許可後の手続きについて

1. 工事着手前に着手届（様式第4号（第5条関係））を提出すること。
2. 計画に変更があった場合は変更届（様式第2号（第4条関係））を提出すること。
3. 工事完了後に雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書（別記様式第2（第16条関係））を提出すること。
4. 完了検査は、開発工事関連検査確認書に基づき実施し、工種ごとの施工写真、特に【施工時の注意事項】3. の写真及び電子データは必ず提出すること。
5. 工事完了後雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証（別記様式第5（第9条関係））を発行します。

【施工時の注意事項】

1. 施工の作業性・効率性を理由に、現場において勝手に対策施設の位置等を変更しないように注意すること。（上記の2の変更許可を要する事項に該当）
特に、以下のものは注意
 - ①オリフィスの大きさ（径）の変更 ⇒ 小さくすることも不可
 - ②オリフィスの管底の位置（レベル）の変更
 - ③調整池の底版レベルの変更（特に表面調整池の場合）
 - ④建物周辺で表面調整池を計画している場合における建物配置の変更
 - ⑤集水区域境界の変更（例えば、雨水排水の集水区域が物理的に分離される位置（集水区域境界）の変更など）
2. 貯留施設として駐車場の地盤面を切り下げて雨水を貯める表面調整池を計画している場合は地盤面の仕上げ（出来形）が調整池の容量に影響しますので、出来形の精度管理をしっかりと行うこと。（完了検査において、調整池の容量不足が判明した場合、大規模な是正工事が必要になる可能性があるため）
3. 地下構造物の次の施工状況は完了検査時に目視出来ないので、必ず撮影すること。
 - (1) 地下貯留施設
 - ①RC 構造等の場合 ⇒ 貯留槽の有効寸法（幅、奥行き、高さ）、オリフィス径、基礎厚、公共下水道接続状況
 - ②空隙貯留施設の場合 ⇒ 貯留槽の有効寸法（幅、奥行き、高さ）オリフィス径、遮水又は透水シートの施工状況、基礎厚、公共下水道接続状況
 - ③底版からの浸透が必要な場合 ⇒ 底版の床付けの状況
 - (2) 透水性舗装 ⇒ 路盤・As の各層厚
 - (3) 砕石舗装 ⇒ 砕石の空隙貯留を見込んだ場合の砕石厚
 - (4) 浸透池 ⇒ 充填砕石の幅・奥行き・高さ・充填砕石の天端レベル（土被り）
 - (5) 浸透ます ⇒ 管径、充填砕石の幅・高さ・延長、充填砕石の天端レベル（土被り厚）
 - (6) 浸透トレンチ ⇒ 管径、充填砕石の幅・高さ・延長、充填砕石の天端レベル（土被り厚）有孔管の確認
 - (7) 盛土材 ⇒ 良質土の施工状況

1 1. 条例対象 協議フロー



1 2. 雨水浸透阻害行為、開発行為協議の提出書類について

正・副 2部 提出してください

1. 雨水浸透阻害行為、開発行為（第1号様式）
2. 委任状
3. 計算書（雨水排水流量計算含む）
4. 位置図
5. 平面図（1/300以上が望ましい）
6. 流出抑制施設の詳細図（オリフイス等含む）
7. 現況写真

※ 施工写真は必ず提出すること。

なお、提出写真についても、

P11の【施工時の注意事項】と同様とする。

施工写真は、完了検査時に雨水流出抑制施設（貯留施設、放流施設、オリフイス等）の寸法入り写真を電子データ（JPG）で提出してください。

13. 条例対象 雨水抑制施設の設置について

- (1) 共同住宅等の開発 ⇒ 貯留・浸透施設を設置すること。
 (2) 戸建て住宅の開発（道路部分の帰属がある場合） ⇒ 貯留・浸透施設を設置すること。

貯留量は①、②のどちらかで決定して下さい。（①、②の少ないほうを採用してよい）

①守口市開発指導要綱で計算する場合（最低限度遵守すべき基準）

開発面積	必要貯留量
1.0ha 以上	600 m ³ /ha
0.3ha 以上 1.0ha 未満	400 m ³ /ha
0.1ha 以上 0.3ha 未満	300 m ³ /ha
0.05ha 以上 0.1ha 未満	可能な範囲

②調整池容量計算システム

『調整池容量計算システム』を国土交通省ホームページからダウンロードできます。

行為前の流出係数は現状に係らず以下のとおりとする。（宅地等）

開発面積	流出係数
1.0ha 以上	0.24
1.0ha 未満	0.42

（守口市開発指導要綱の比流量より逆算した値です。）

- ・ 透水性舗装の行為後の流出係数は原則 C=0.9 とする。
舗装厚（路盤材を含む）が 20 c m 以上の場合は C=0.6 と設定できる。ただし、C=0.6 より小さくはでない。
- ・ 降雨量は 降雨波形 昭和 32 年型 八尾観測所降雨の引き縮め
最大降雨強度 60.0 mm/hr を使用すること。（別紙参照）

大阪府特定都市河川流域における流出抑制対策に関する条例（平成 18 年 3 月 28 日
大阪府条例第 5 号）

※寝屋川流域における雨水流出抑制施設技術基準（案）（寝屋川流域協議会）を参照すること

大阪府ホームページからダウンロードできます。

(2) 戸建て住宅等の開発

- ① 開発道路（市への帰属がない場合）は、透水性舗装を原則とし、各戸には雨水浸透ます等の浸透施設の設置や緑地帯などで、可能な限り流出抑制を図ること。
- ② 透水性舗装、浸透ます等の断面図・詳細図を提出すること。
- ③ 透水性舗装の施工が困難な場合は、浸透ます、浸透管等の浸透施設を追加するなどの協議を行い適切な流出抑制を行なうこと。（追加の場合は、根拠となる計算書を提出すること。）

(3) 緑地の取り扱い

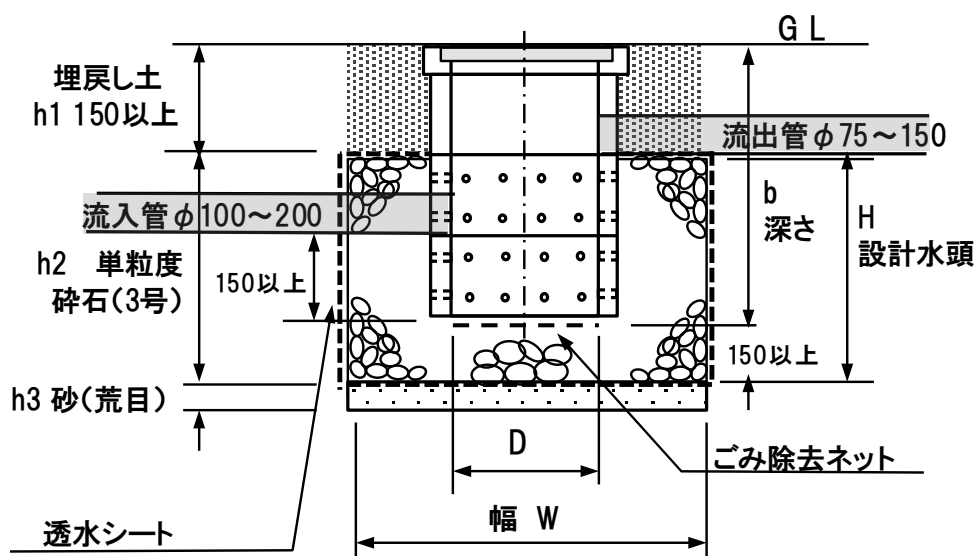
- ・ 緑地帯は、宅地の一部に含まれるものとし原則全体を宅地（ $C=0.9$ ）として考える。
- ・ 提供公園（完成後市が維持管理するもの）の場合は、公園（ $C=0.2$ ）として考える。

1 4. 雨水流出抑制施設

1 4-1 浸透ます

- ・浸透ますの径は、300mm～600mm を標準とする。ますの高さは、接続管の位置と泥だめの深さ（150mm 以上）を考慮して決定する。大口径ますや狭隘な場所に設置する場合は、別途協議する。
- ・浸透ますの形状は、円形又は角形とし、材質は、コンクリート製、塩化ビニル製等とする。
- ・浸透ます底部は、ごみ除去ネット等を設置し維持管理しやすいようにする。
- ・透水構造は、有孔又はポーラスを標準とし、有孔については、有効径を 20mm 以下とし、開孔率は 0.5% 以上を標準とする。ポーラスの場合は、透水係数は $3 \times 10^{-1} \text{cm} / \text{s}$ 以上を標準とする。
- ・流出管は、合流ますの污水管よりできるだけ高い位置に接続し、污水等の逆流を防止すること。また、必要に応じトラップや密閉蓋等で臭気防止を図ること。

浸透ます（参考図）



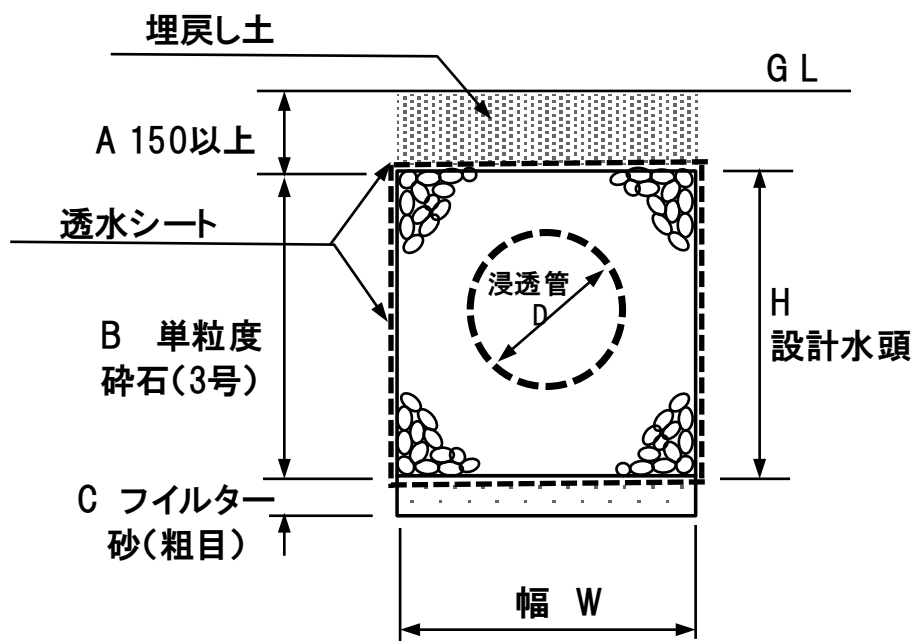
貯留・浸透量の計算は、各種浸透施設の比浸透量算定式による。

ますの径 D(mm)	高さ b(m)	埋戻し厚 h1(m)	高さ h2(m)	砂 h3(m)	幅 W(m)	設計水頭 H(m)	比浸透量 Kf(m ³)	単位浸透量 Q(m ³ /個・hr)	空隙貯留量 m ³ /個	単位貯留・浸透量 m ³ /個・hr
300	0.60	0.15	0.60	0.05	0.60	0.60	5.126	0.0448	0.0963	0.141
350	0.70	0.15	0.70	0.05	0.70	0.70	6.656	0.0582	0.1544	0.213
400	0.70	0.15	0.70	0.05	0.80	0.70	7.496	0.0656	0.2017	0.267
450	0.80	0.15	0.80	0.05	0.90	0.80	9.287	0.0812	0.2940	0.375
500	0.80	0.15	0.80	0.05	1.00	0.80	10.208	0.0893	0.3629	0.452
600	0.80	0.15	0.80	0.05	1.20	0.80	12.024	0.1052	0.5226	0.628

14-2 浸透管

- 管径は、一般住宅ではφ100～150mm、集合住宅、公共施設等ではφ200mmを標準とする。
- 透水構造は、有孔管又はポーラス管を標準とし、有孔管については、有効径を20mm以下とし、開孔率は0.5%以上を標準とする。ポーラス管の場合は、透水係数は $3 \times 10^{-1} \text{cm/s}$ 以上とし、空隙率は15～30%程度を標準とする。なお、管底部は懸濁物質の流入を防止するため透水構造としないことを原則とする。
- 縦断勾配は、1%程度の勾配を標準とし、逆勾配としないこと。
- 碎石層は、縦断勾配の設計水頭の均等化のため、水平にすることが望ましい。
- 浸透管が深くなる場合には、浸透ますにおいて流出側の管底を流入側の管底より高い位置で接続することが望ましい。
- 透水シートは、碎石の全面を覆うように設置すること。

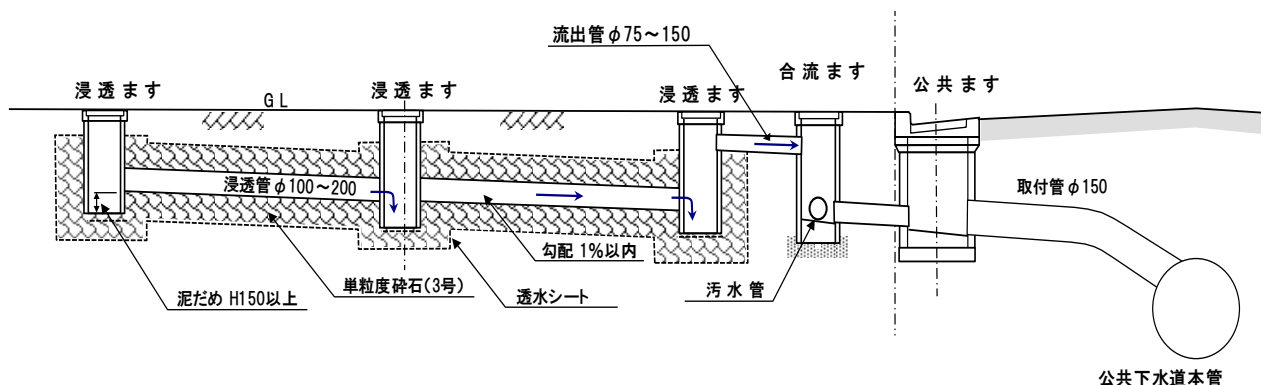
浸透管・浸透トレンチ（参考図）



貯留・浸透量の計算は、各種浸透施設の比浸透量算定式による。

管径 D(mm)	幅 W(m)	埋戻し厚 A(m)	高さ B(m)	砂 C(m)	設計水頭 H(m)	係数 b	比透水量 Kf(m ²)	単位浸透量 Q(m ³ /hr)	空隙貯留量 m ³ /m	単位貯留・浸透量 m ³ /m·hr
100	0.30	0.15	0.40	0.05	0.40	1.08	2.316	0.0203	0.0471	0.067
125	0.35	0.15	0.45	0.05	0.45	1.15	2.538	0.0222	0.0631	0.085
150	0.40	0.15	0.50	0.05	0.50	1.21	2.760	0.0241	0.0815	0.106
200	0.55	0.20	0.55	0.05	0.55	1.41	3.115	0.0273	0.1263	0.154

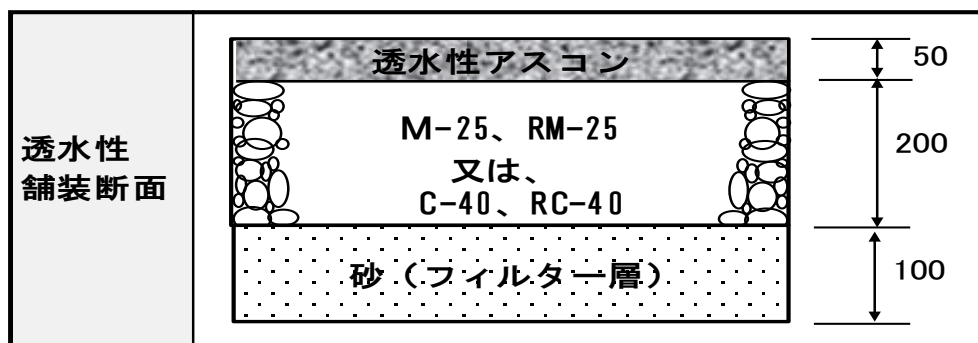
浸透管・浸透ます縦断面図（参考図）



14-3 透水性舗装

- ・透水性舗装は、表層、路盤（碎石）、フィルター層（砂）からなり、プライムコート、タックコート等の接着層は設けない。
- ・透水性舗装は、主に歩道や自動車交通の少ない生活道路、駐車場に使用し、アスファルトコンクリートを標準とするが、車両が通行する箇所には、改質型のアスファルトを使用することが望ましい。
- ・路盤材は、路盤を支持する路床の締め固めを行うため、粒度調整碎石、クラッシャーラン等（RC-40等の再生材使用可）を使用するため、浸透能力は比較的小さいが、貯留効果や蒸発散効果が期待できる。
- ・フィルター層は、雨水の浸透により路床土が軟弱化し、支持力が低下することを防ぐ目的で設けるものであり、材料は、適度な透水性を有する川砂、山砂等を使用すること。路床が砂礫、砂質土系で明らかに泥濁化する恐れのない場合は、フィルター層を省略することができる。

透水性舗装（参考図）



舗装空隙の貯貯量

舗装構成	材 質	厚さ (mm)	空隙率 (%)	m^3/m^2	貯留量 m^3/m^2
表 層	透水性アスファルト (Top13)	50	10%	0.005	
路 盤	粒調碎石・クラッシャーラン等	200	10%	0.020	
フィルター層	砂	100	25%	0.025	
計		350		0.050	0.0113

※空隙率は舗装の設計空隙率ではなく、貯留として計上できる率を表示している。

14-4 表面貯留（オンサイト貯留）

- ・表面貯留施設については、本来の土地利用に配慮するとともに、貯留時においても、利用者の安全が確保でき、かつ流出抑制効果が期待できる適切な貯留可能量を設定するものとする。
- ・小堤・小掘込みは、平常時の利用に支障のない構造とする。貯留可能水深は一般に0.3m程度の浅いものとする。このため貯留池の構造は、土地利用機能、景観、地形などにより、盛土、コンクリート擁壁、石積み等を用いることとする。
- ・貯留池の構造が土構造の場合の法面勾配は、1:2を標準とし、天端は1.0m以上の平坦地を確保すること。法面の浸食の恐れがある場合は、必要に応じて、芝張りなどの法面処理を行うものとする。
- ・他の貯留施設と同様に安全性を考慮し、原則オリフィスから余水吐を通り放流する構造とすること。

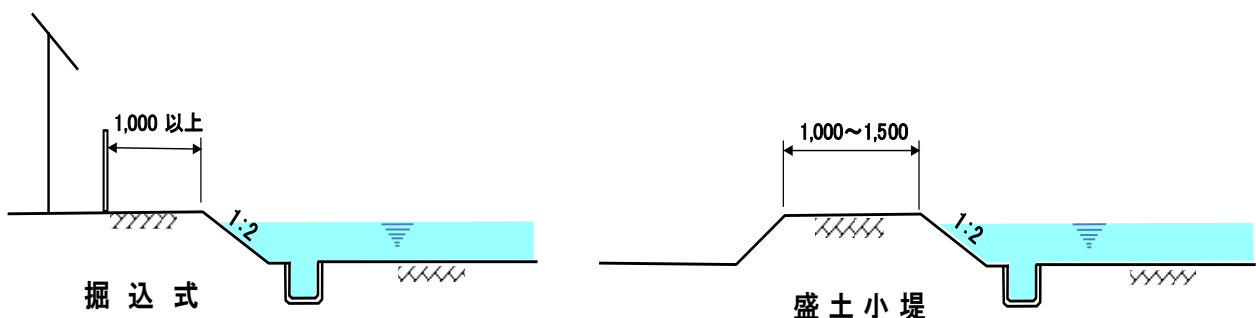
貯留限界水深の目安

土地利用	貯留場所	貯留限界水深(m) H
集合住宅	棟間緑地	0.3
駐車場	駐車スペース	0.1
小・中学校	屋外運動場	0.3
高等学校	〃	0.3, ※ 0.5
児童公園	築山等を除く	0.2
近隣・地区公園	運動施設用地広場等	0.3, ※ 0.5

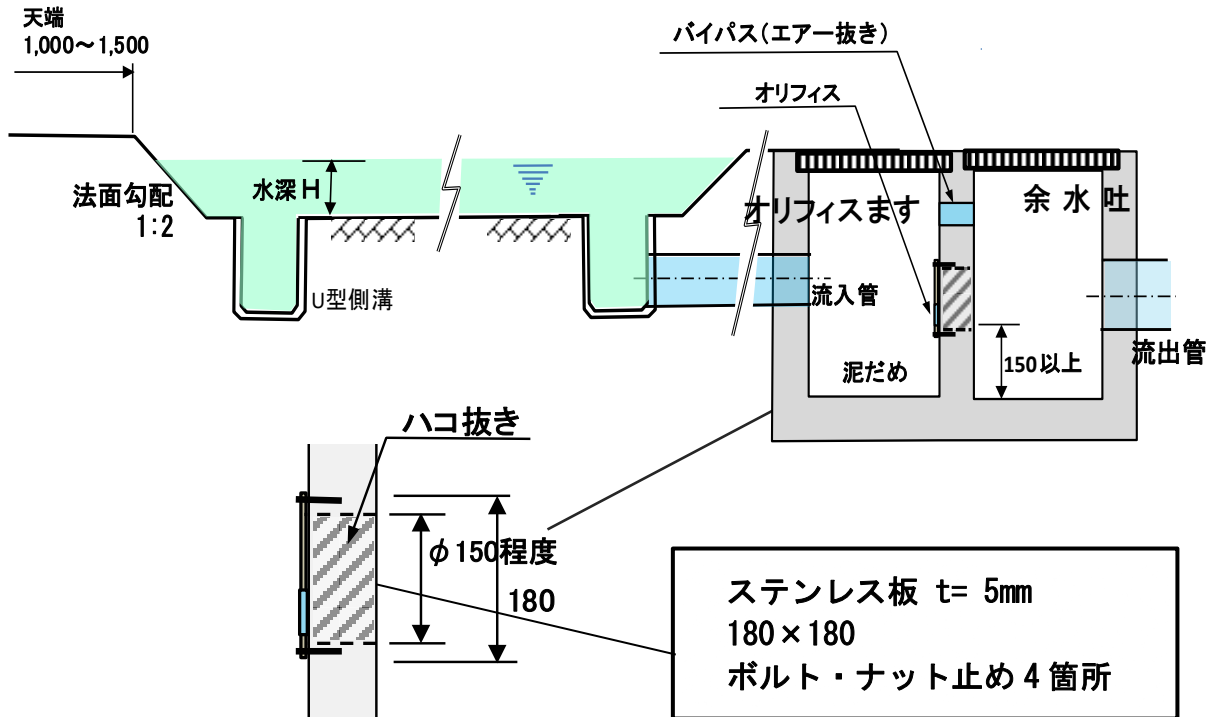
※高等学校・近隣・地区公園の場合は安全対策を考慮し、貯留水深を0.5mとする場合もある。

出典：「流域貯留施設等技術指針（案）」より

貯留部周囲堤の概念（参考図）



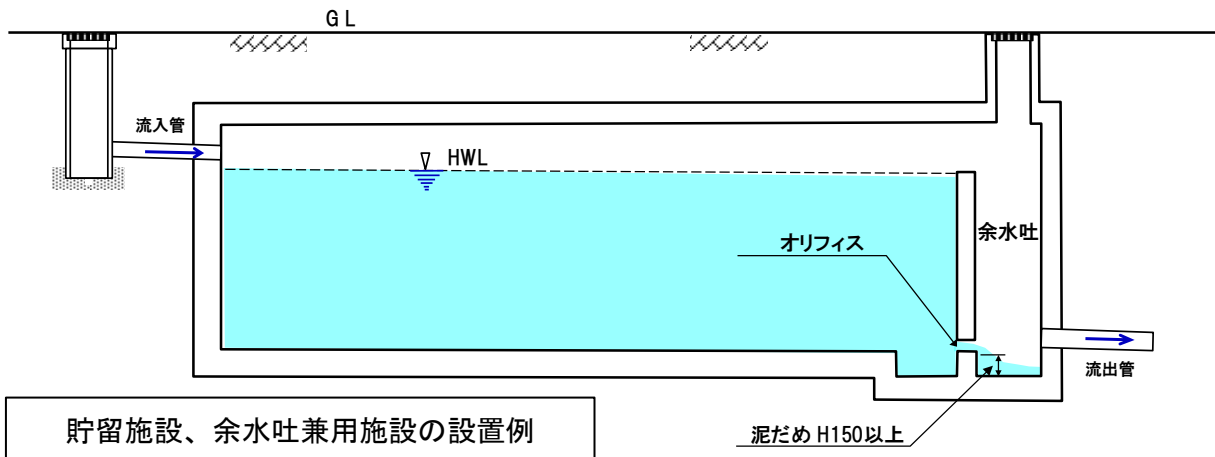
表面貯留 縦断面図（参考図）



14-5 地下貯留槽（オフサイト貯留）

- ・地下に貯留槽を設けこれに雨水を流入させるもので、地上に適地が得られない場合や、地表に雨水を貯留することが困難な場合は、地下空間を貯留施設として利用し貯留施設の上部は、種々の土地利用が可能となることから、その導入について検討し、貯留可能容量を設定するものとする。
- ・自然排水可能な貯留水深で必要貯留量が確保できない場合は、強制排水（ポンプ排水）とすること。
- ・ポンプ排水の場合は、予備を含め2台以上のポンプを設置すること。基本的には、ポンプは自動運転とし許容放流量を超えないようにし、オリフィス部を経由し放流すること。

貯留施設 縦断面図（参考図）

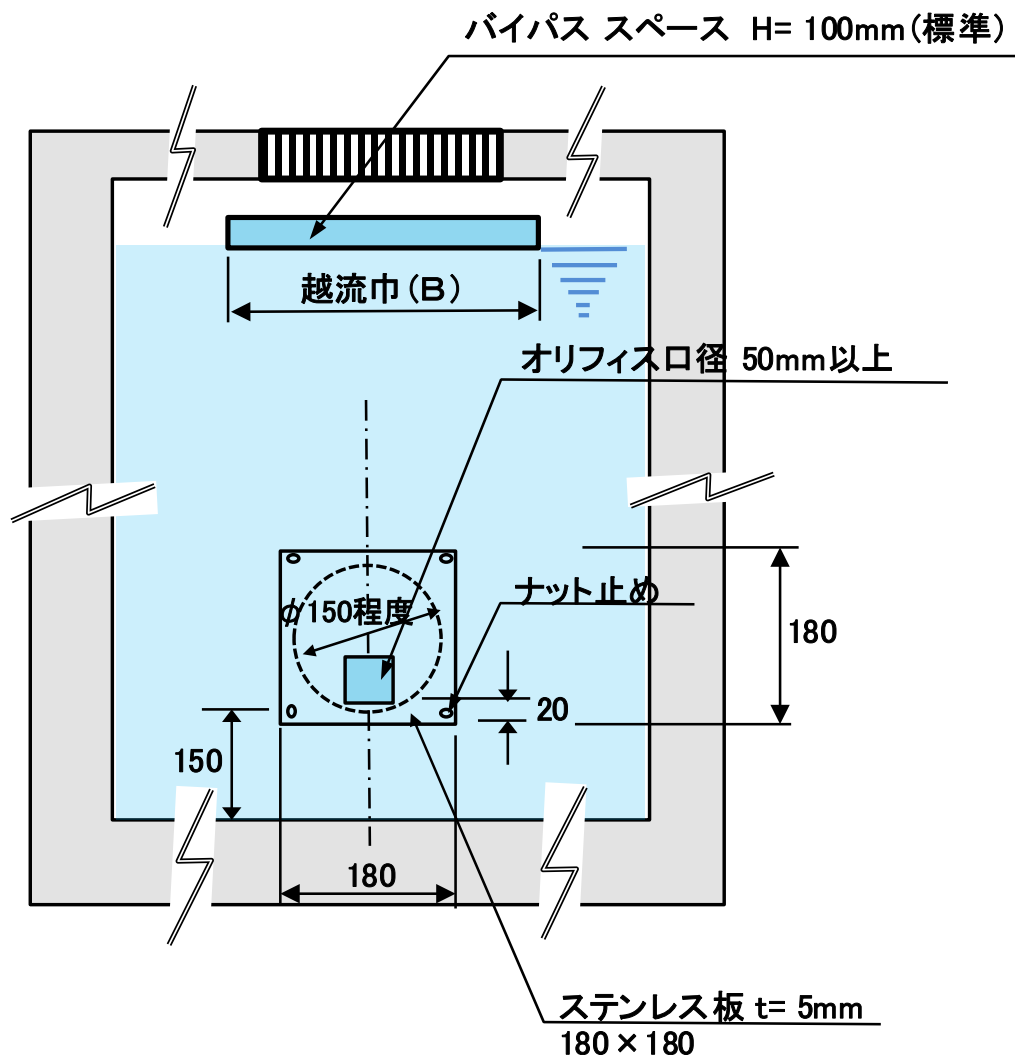


貯留施設、余水吐兼用施設の設置例

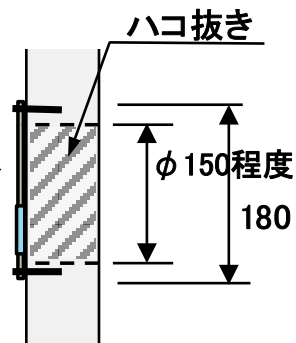
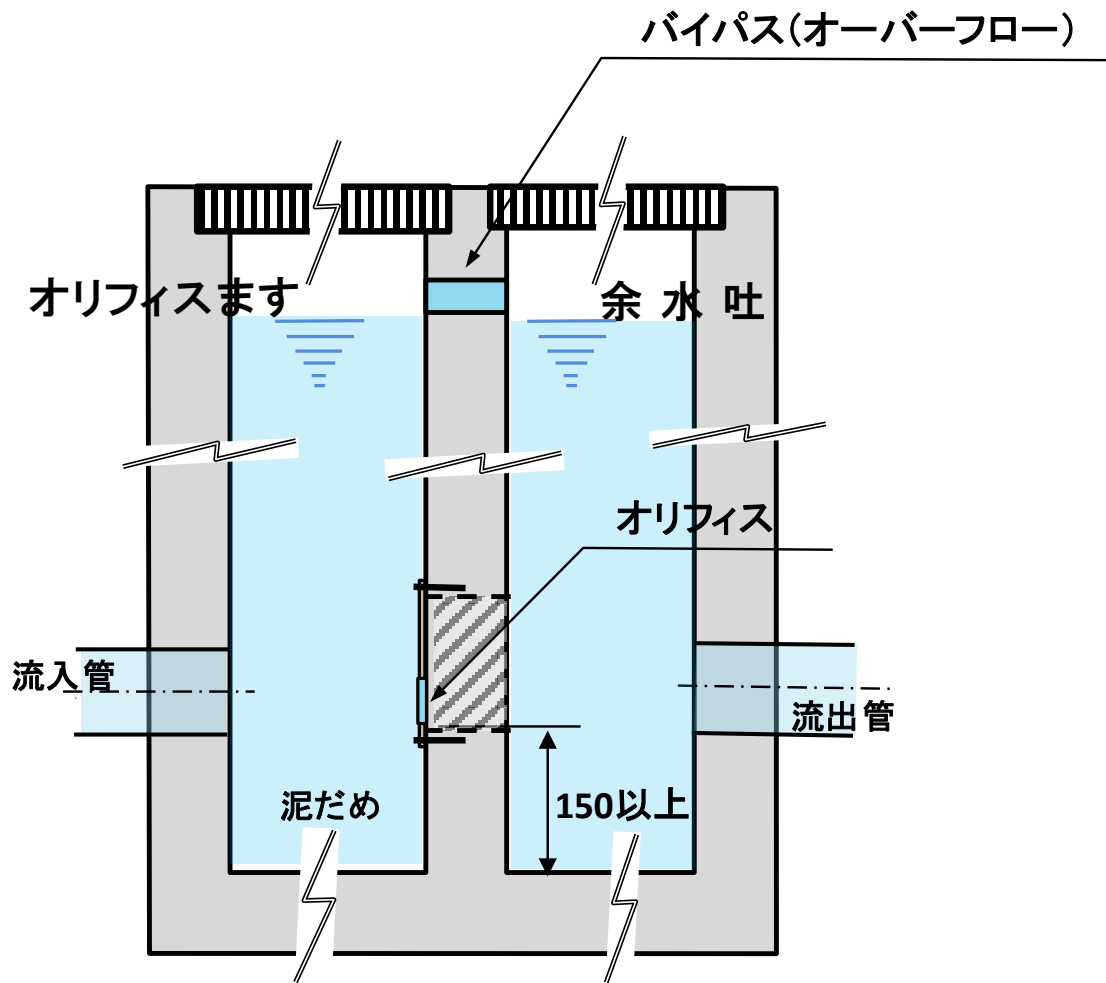
14-6 放流施設

- ・放流施設は、出水時に雨水を調節して放流するための施設であり、流出管は出来るだけ直線とし、管長はできるだけ短くすること。
- ・放流施設は、落葉や土砂が流入することにより放流能力の低下、オリフィスの閉塞等が生じる可能性がある場合は、放流施設の手前にスクリーン等を設け、雨水以外の流入を防止するような構造にすること。
- ・地下貯留施設への超過洪水の流入に対して、安全に下流に流すために余水吐を設けること。
- ・オリフィスます等には泥だめ (H=150 mm以上) を設けること。
- ・越流口 (バイパススペース) を設けること。
- ・逆流の恐れがある場合は、逆流防止弁 (バタフライ弁) 等を最終ますに設けること。
- ・オリフィスます・余水吐等は、点検できる構造にすること。
- ・余水吐は、単独の施設として設けるほかに、貯留施設等と兼用すると施設の安全上、美観上、建設費からも効率的である。

放流施設 横断面図 (参考図)



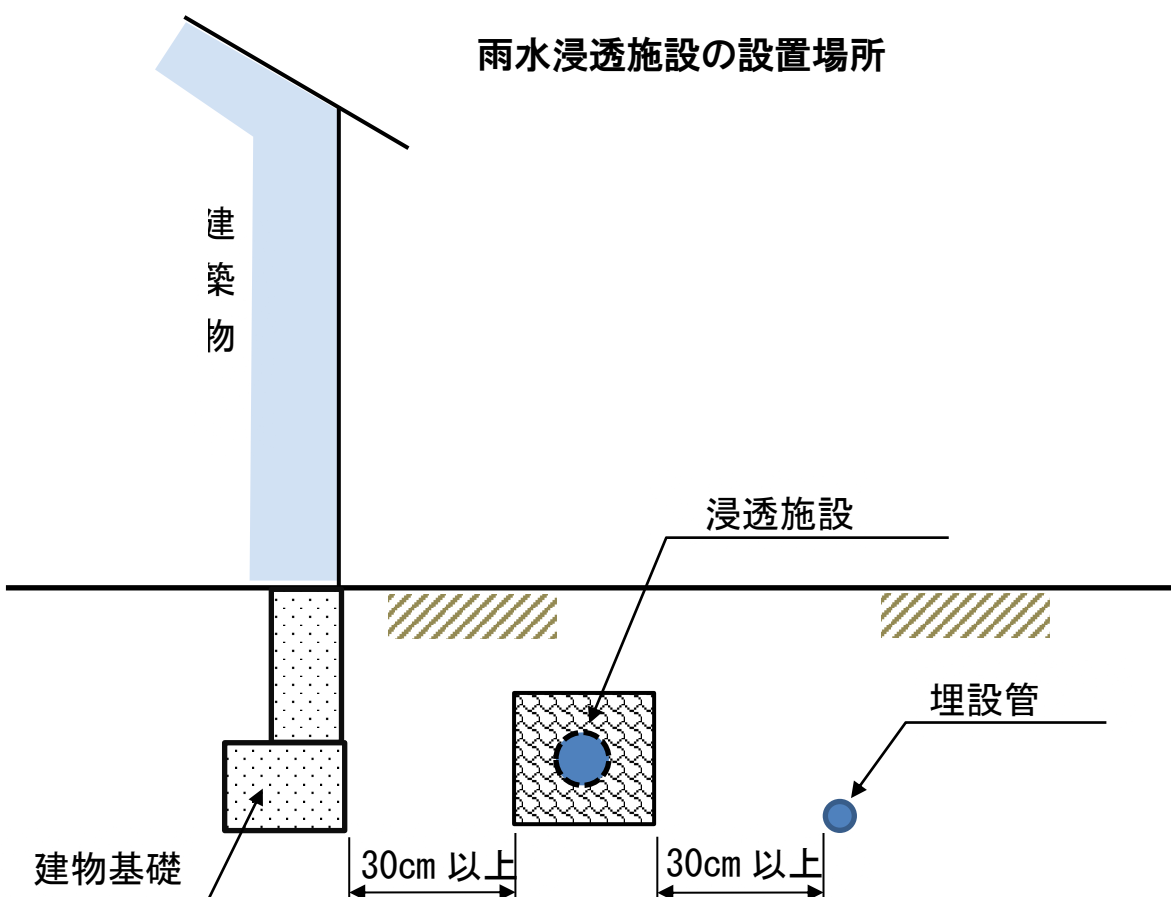
放流施設 縦断面図 (参考図)



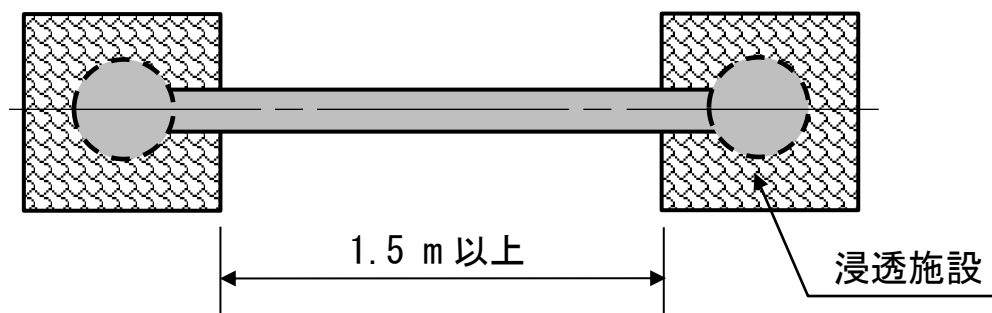
ステンレス板 t= 5mm
 180×180
 ボルト・ナット止め4箇所

15. 雨水浸透施設の設置場所

- 浸透施設の設置場所は、構造物・建築物等の影響を考慮して建物基礎や埋設物などから 30cm 以上の離隔を確保すること。
- 浸透施設の設置間隔は、浸透施設間の相互干渉をさけるため、1.5m 以上の距離をおいて設置することが望ましい。



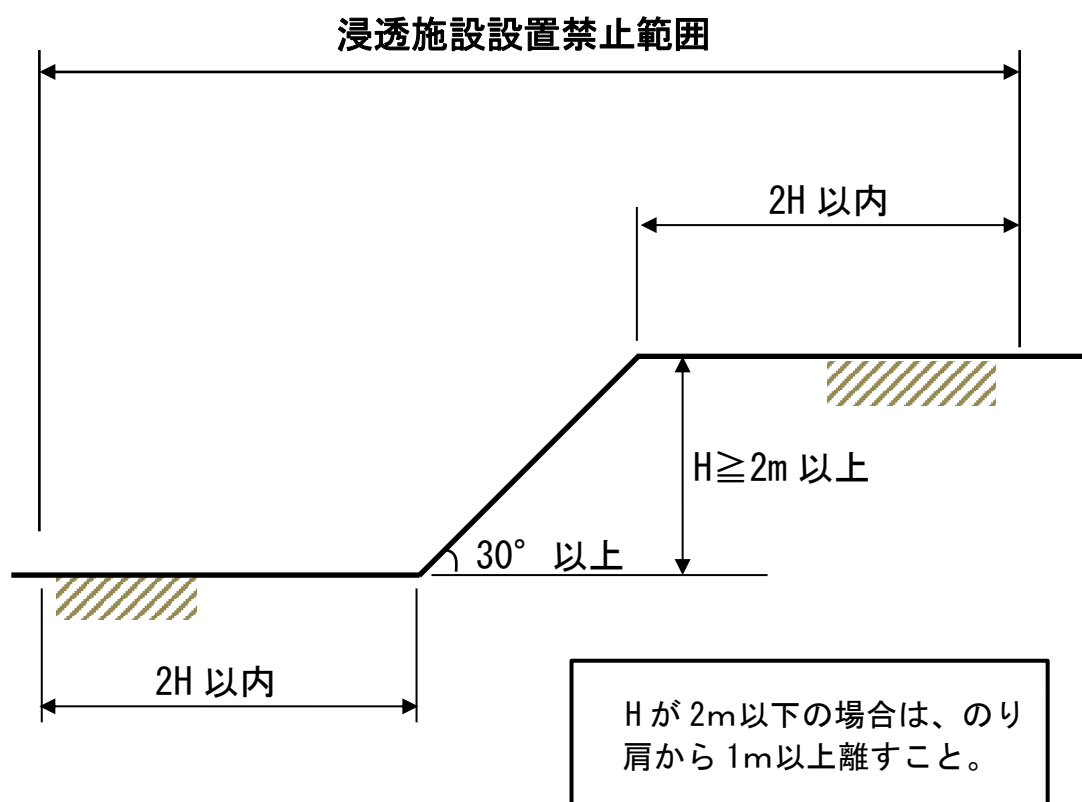
雨水浸透施設の設置間隔



16. 斜面近傍の設置禁止範囲

- ・浸透施設により、現状の法面や、擁壁の安全性が損なわれるような場所、造成地の切土斜面とその周辺、盛土地盤の端部斜面部分とその周辺を斜面近傍箇所の浸透施設の設置を禁止する。

斜面近傍の設置禁止範囲（目安）



17. 貯留・浸透施設の計画

17-1 許容放流量の算定

- ・雨水浸透阻害行為部分については、許容放流量と現況のピーク流出量の小さい値を許容放流量とし、それ以外の区域の許容放流量との合計により、全体の許容放流量を算定する。
- ・貯留施設等からの許容放流量は、雨水浸透阻害行為前ピーク流出量を上回らないこと。
- ・0.1ha (1,000 m²) を超える雨水浸透阻害行為である場合、行為前ピーク流出量を算定する。

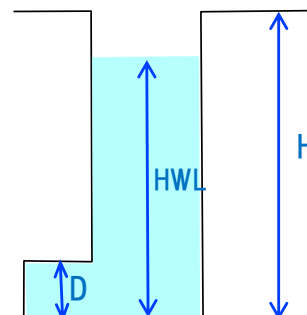
許容放流比流量

開発面積等が 1ha 未満の場合	0.07 (m ³ /s/ha)	
〃 が 1ha 以上の場合	0.04 (m ³ /s/ha)	ha 当たり許容放流量

放流口（オリフィス）の口径（D）

$$H \geq 1.8D \text{ の場合 } Q = C \times a \times \sqrt{2g(H - D/2)} \quad \dots\dots \text{ 基本式}$$

- Q : 許容放流量 (m³/s) 行為前ピーク流出量
- C : 放流口の流出係数 (0.6)
- a : 放流口の断面積 (m²)
- H : 調整地高 (m)
- D : 放流口高 (m)
- g : 重力加速度 9.8 (m/S²)



放流口（矩形とする）高さ = D
放流口幅を B とする

$$B = Q / (C \times D \times \sqrt{2 \times g \times (H - D/2)})$$

行為後のピーク流出量

$$\text{合理式 } Q = 1 / 360 \times f \times r \times A$$

- Q : 行為区域からのピーク流出量 (m³/s)
- f : 平均流出係数 (土地利用毎の流出係数を面積で加重平均)
- r_{max} : 基準降雨における最大降雨強度値 (mm/h) 60.0 mm/h (P-15 参照)
- A : 行為区域の排水面積 (ha)

17-2 放流量に伴う放流管の算定

・放流管の管径 D は、将来の許容放流量（比流量 $0.07 \text{ m}^3/\text{s}/\text{ha}$ ）に対し自由水面を有する流れとなるように配慮し、その流水断面は管路断面積の $3/4$ 以下として設定することを原則とする。放流先が下水道管渠の場合は、下水道施設設計指針（日本下水道協会）によるものとする。

$$Q = (0.262 / n \times D^{3/8}) \times I^{1/2} \quad \dots \text{基本式}$$

D : 放流管の径
 n : 粗度係数 (0.013~0.01)
 Q : ピーク流出量 m^3/s
 I : 管路勾配 ‰

$$D = [n \times Q / (0.262 \times I^{1/2})]^{3/8}$$

17-3 余水吐の計画降雨

・余水吐の計画降雨は、「大阪府の計画降雨 平成8年3月」に示される 100 年確率降雨とする。

100 年確率降雨 : $152.7 \text{ mm}/\text{h}$ ($=25.4 \text{ mm}/10 \text{ 分}$)

$$Q = 1/360 \times f \times r \times A$$

Q : ピーク流出量 (m^3/s)
 f : 流出係数 (0.9)
 r : $152.7 \text{ mm}/\text{h}$ 100 年確率降雨の流達時間 10 分
 A : 行為区域の排水面積 (ha)

17-4 余水吐の形状

・余水吐の越流水深は、 0.1m を標準とする。また、越流幅は、次式によって求める。

$$B = Q / C \times H^{3/2}$$

B : 余水吐越流巾 (m)
 Q : 確率年 $1/100$ 年の流量 (m^3/s)
 H : 越流水深 (m)
 C : 流量係数 (1.8)

17-5 浸透施設浸透量の算定

・浸透ます、浸透トレンチなど個々の浸透施設の単位設計浸透量（浸透施設1m、1個あるいは1㎡当りの㎡/h）を算定する。単位設計浸透量は施設別基準浸透量に各種影響係数を乗じて算定する。

単位設計浸透量の算定

$$Q = C \times Q_f$$

$$Q_f = k_o \times K_f$$

Q : 単位設計浸透量

Q_f : 基準浸透量

C : 影響係数 (0.81)

C₁ : 地下水位の影響による低減係数 (0.9)

C₂ : 目づまりの影響による低減係数 (0.9)

K_o : 土壌の飽和透水係数 (m/h)

K_f : 設置施設の比浸透量 (㎡)

影響係数

影響係数 $C = C_1 0.90(\text{地下水位}) \times C_2 0.90(\text{目づまり}) = 0.81$

基準浸透量 (Q_f) = 飽和透水係数 (K_o) × 比浸透量 (K_f) × 影響係数 (C)

浸透施設浸透量 (㎡/h) = 基準浸透量 (Q_f) × 施設設置 (延長・個数・面積)

飽和透水係数

K_o (m/h) = $3 \times 10^{-4}(\text{cm/s}) \times 3600/100 = 0.0108$ m/h を標準とする。

・開発区域内において、地盤の浸透量を示す十分なデータがすでにあり、開発区域内の地盤がその地盤と同質であると確認できれば、そのデータを地盤の浸透量として用いることができる。

粒径による飽和透水係数の概略値 (参考)

	粘土	シルト	微細砂	細砂	中砂	粗砂	子砂利
粒径 (mm)	0~0.01	0.01~0.05	0.05~0.10	0.10~0.25	0.25~0.50	0.50~1.0	1.0~5.0
K _o (cm/s)	3×10^{-6}	4.5×10^{-4}	3.5×10^{-3}	0.015	0.085	0.35	3.0
K _o (m/hr)	0.00011	0.01625	0.126	0.54	3.06	12.6	108.0

18. 基準降雨（寝屋川特定都市河川流域の強化降雨）

（基準降雨）

流出抑制に必要な調節容量を定める対象降雨は下記のとおりに定める。

降雨波形 昭和32年型 八尾観測所降雨の引き縮め

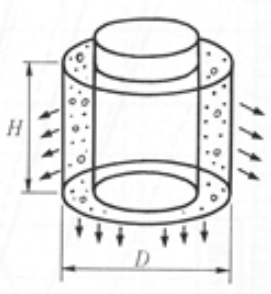
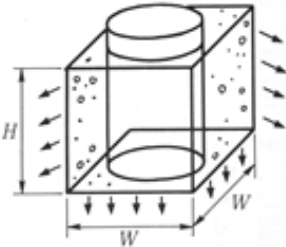
最大降雨強度 60.0mm/h

寝屋川特定都市河川流域の強化降雨

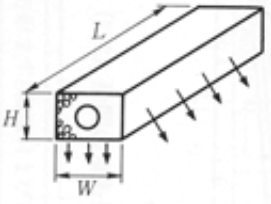
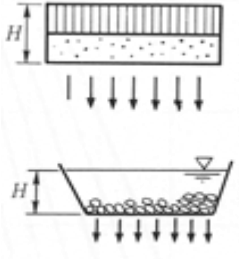
時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	9.0	6	0-10	7.2	12	0-10	0.0	18	0-10	0.0
	10-20	1.8		10-20	14.4		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	2.4		20-30	10.2		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	4.2		30-40	52.8		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	8.4		40-50	59.4		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	5.4		50-60	15.0		50-60	0.0		50-60	0.0
1	0-10	2.4	7	0-10	0.6	13	0-10	0.0	19	0-10	0.0
	10-20	5.4		10-20	0.6		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	18.0		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	7.8		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	20.4		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	41.4		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
2	0-10	14.4	8	0-10	0.0	14	0-10	0.0	20	0-10	0.0
	10-20	24.0		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	26.4		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	53.4		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	43.2		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	48.0		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
3	0-10	56.4	9	0-10	0.0	15	0-10	0.0	21	0-10	0.0
	10-20	60.0		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	49.8		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	18.6		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	27.6		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	18.6		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
4	0-10	4.8	10	0-10	0.0	16	0-10	0.0	22	0-10	0.0
	10-20	4.8		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	18.0		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	18.0		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	10.8		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	27.0		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0
5	0-10	18.0	11	0-10	0.0	17	0-10	0.0	23	0-10	0.0
	10-20	7.2		10-20	0.0		10-20	0.0		10-20	0.0
	20-30	6.6		20-30	0.0		20-30	0.0		20-30	0.0
	30-40	3.6		30-40	0.0		30-40	0.0		30-40	0.0
	40-50	22.8		40-50	0.0		40-50	0.0		40-50	0.0
	50-60	13.2		50-60	0.0		50-60	0.0		50-60	0.0

19. 各種浸透施設の比浸透量算定式

19-1 円筒ます、正方形ます

施設		円筒ます		正方形ます	
浸透面		側面及び底面		側面及び底面	
模式図					
算定式の 適用範囲 の目安	設計 水頭	約1.5m		約1.5m	
	施設 規模	$0.3m \leq D \leq 10m$	$1.0m < D < 10m$	幅 $\leq 1.0m$	$1.0m < \text{幅} \leq 10m$
基本式		$K=aH^2+bH+c$	$K=aH+b$	$K=aH^2+bH+c$	$K=aH+b$
		H: 設計水頭(m)	H: 設計水頭(m)	H: 設計水頭(m)	H: 設計水頭(m)
		D: 施設直径(m)	D: 施設直径(m)	W: 施設幅(m)	W: 施設幅(m)
係数	a	$0.475D+0.945$	$6.244D+2.853$	$0.120W+0.985$	$-0.453W^2+8.289W+0.753$
	b	$6.07D+1.01$	$0.93D^2+1.606D-0.773$	$7.837W+0.82$	$1.458W^2+1.27W+0.362$
	c	$2.570D-0.188$	—	$2.858W-0.283$	—
備考					

19-2 浸透トレンチ、透水性舗装

施設		浸透側溝及び浸透トレンチ	透水性舗装
浸透面		側面及び底面	底面
模式図			
算定式の適用範囲の目安	設計水頭	約1.5m	約1.5m
	施設規模	幅約1.5m	浸透池は底面積が約400m ² 以上
基本式		$K=aH+b$	$K=aH+b$
		H : 設計水頭 (m)	H : 設計水頭 (m)
		W : 施設幅 (m)	
係数	a	3.093	0.014
	b	$1.34W+0.677$	1.287
	c	—	—
備考		比浸透量は単位長当たりの値	比浸透量は単位面積当たりの値、底面積の広い碎石空隙貯留浸透施設も適用可能

20. 様式集

20-1 浸水被害対策法の許可申請等様式

- ・別記様式第一 (第六条関係) 許可申請書
- ・様式第1号 (第2条関係) 計画説明書
- ・様式第2号 (第4条関係) 変更許可申請書
- ・様式第3号 (第4条関係) 変更届出書
- ・様式第4号 (第5条関係) 工事着手届出書
- ・別記様式第三 (第十六条関係) 工事廃止届出書
- ・別記様式第二 (第十六条関係) 工事完了届出書
- ・様式第5号 (第9条関係) 工事の検査済証

別記様式第一（第六条関係）

許可申請
雨水浸透阻害行為
協議書

<p style="text-align: center;">第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 第 35 条</p> <p style="text-align: center;">の規定により、雨水浸透阻害行為について 許可を申請 します。 協議</p> <p>令和 年 月 日 守 口 市 長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名</p>		
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称（申請地）	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	令和 年 月 日 守下浸第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	令和 年 月 日 守下浸第 号	

- 備考 「許可申請」「第 30 条「許可を申請協議」、第 35 条」、協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
 - 3 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 - 4 ※印のある欄は記載しないこと。

様式第1号（第2条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書										
設計者の住所及び氏名（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	住所 氏名 電話番号									
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称										
雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画の方針										
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地の現況（㎡）	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面無）	道路（法面有）	鉄道線路（法面無）	鉄道線路（法面有）	飛行場（法面無）	飛行場（法面有）
	舗装された土地（法面を除く。）	舗装された土地（法面）	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
行為区域（対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。）内の土地利用計画（㎡）	宅地	池沼	水路	ため池	道路（法面無）	道路（法面有）	鉄道線路（法面無）	鉄道線路（法面有）	飛行場（法面無）	飛行場（法面有）
	舗装された土地（法面を除く。）	舗装された土地（法面）	ゴルフ場	運動場	締め固められた土地	山地	植生に覆われた法面	林地・耕地・原野その他	合計	
対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画	行為前の流出係数			行為後の流出係数						
	行為前の流出雨水量			行為後の流出雨水量						
	雨水貯留浸透施設の計画			名称	規格			管理者（帰属先）		

雨水浸透阻害行為変更許可申請(協議)書

令和 年 月 日

守口市長 様

申請者(協議者) 住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第 37 条 第 1 項 の規定により
第 37 条第 4 項において準用する同法第 35 条
雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更について 許 可 を 申 請 協 議 申 請 書
を申請 します。

雨水浸透阻害行為の概要の変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
	5	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	令和 年 月 日
	6	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	令和 年 月 日
	7	対策工事の着手予定年月日	
	8	対策工事の完了予定年月日	
	9	その他必要な事項	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号		令和 年 月 日 第 号	
※ 受付番号		令和 年 月 日 第 号	
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可番号		令和 年 月 日 第 号	

備考

- 1 「変更に係る事項」欄及び「工事の計画の変更に伴い変更する事項」欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
- 2 「その他必要な事項」欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画の変更については、概要の記述の末尾に【計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。】と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉すること。
- 4 ※印のある欄は、記載しないこと。

雨水浸透阻害行為変更届出書

令和 年 月 日

守口市長 様

届出者 住 所

氏 名
 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）
 電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第16条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号		令和 年 月 日 守下浸第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	令和 年 月 日
		変更前	令和 年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	令和 年 月 日
		変更前	令和 年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	令和 年 月 日
		変更前	令和 年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	令和 年 月 日
		変更前	令和 年 月 日
変 更 の 理 由			
そ の 他 必 要 な 事 項			

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

令和 年 月 日

守口市長 様

届出者 住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

電話番号

大阪府特定都市河川浸水被害対策法等施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 令和 年 月 日 守下管台第 号 ）を下記のとおり着手しましたので届け出ます。

記

1 雨水浸透阻害行為に関する着手年月日 令和 年 月 日

2 対策工事の着手（予定）年月日 令和 年 月 日

3 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称

4 工事施工者

（1）住所

（2）氏名（名称及び代表者氏名）

（3）連絡場所

（4）現場管理者氏名

（電話番号 ）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

令和 年 月 日

守口市長 様

届出者 住 所
氏 名
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 令和 年 月 日 守下浸第 号 ）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 令和 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

令和 年 月 日

守口市長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 令和 年 月 日 守下浸第 号 ）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 令和 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 令和 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	令和 年 月 日 守下浸第 号
※検査年月日	令和 年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	令和 年 月 日 守下浸第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 ※印のある欄は記載しないこと。

雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証

守下浸 第 号
令和 年 月 日

様

守口市長 西 端 勝 樹 ㊞

次の雨水浸透阻害行為に関する工事は、令和 年 月 日検査の結果、
特定都市河川浸水被害対策法第 32 条の政令で定める技術的基準に適合している
ことを証明します。

許 可 番 号	令和 年 月 日 守下浸第 号
雨水浸透阻害行為の 区域に含まれる地域 の名称	
許可を受けた者の住 所及び氏名（法人にあ っては、主たる事務 所の所在地、名称及 び代表者の氏名）	住 所 氏 名 連絡先

20-2 浸水被害の防止に関する条例の様式

- ・第一号様式 (府条例 第六条) 協議書
- ・第二号様式 (府条例 第六条) 工事完了届出書

20-3 20-1、20-2 に該当しない場合の様式

- ・雨水流出抑制施設設置協議書

20-4 開発工事関連検査確認書

20-5 委任状

第一号様式

雨水浸透阻害行為
協議書
開 発 行 為

大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例第六条 雨水浸透阻害行為 より、 開 発 行 為 令和 年 月 日 守 口 市 長 様 住 所 氏 名		第一項 第二項 の規定に
雨水浸透阻害行為・開 発行為の概要	1 雨水浸透阻害行為、開発行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積 開発行為区域の面積	平方メートル 平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為、開発行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為、開発行為に関する工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為、開発行為に関する工事の完了予定日	令和 年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	令和 年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	令和 年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受 付 番 号	令和 年 月 日 守下浸第 号	
※協議に付した条件		

- 備考
- 「第一項 「雨水浸透阻害行為 第二項」、開 発 行 為 」については、該当するものを○で囲むこと。
 - 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
 - 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 - ※印のある欄は記載しないこと。

雨水浸透阻害行為
に関する工事完了届出書
開 発 行 為

令和 年 月 日

守 口 市 長 様

届出者 住 所
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)
電話番号

大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例第六条 ^{第一項}第二項(協議
番号 令和 年 月 日 守下浸第 号)が下記のとおり完了しましたので
届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為、開発行為に関する工事の完了年月日
令和 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日
令和 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為、開発行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受 付 番 号	令和 年 月 日 守下浸第 号
※検 査 年 月 日	令和 年 月 日
※検 査 結 果	合 否

- 備考
- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 ※印のある欄は記載しないこと。

雨水流出抑制施設設置協議書

雨水流出抑制施設の設置について協議します。

令和 年 月 日

守口市下水道課長 様

住 所

氏 名

雨水流出抑制施設の概要	1	雨水流出抑制施設の設置区域に含まれる地域の名称	
	2	開発区域の面積	平方メートル 平方メートル
	3	雨水流出抑制施設に関する工事の計画概要	
	4	抑制工事の計画の概要	
	5	抑制工事の着手予定日	令和 年 月 日
	6	抑制工事の完了予定日	令和 年 月 日
※ 受付番号	令和 年 月 日 守下浸第 号		

備考

- 1 協議申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
- 2 提出書類
 - ・協議書、委任状、位置図、平面図（排水設備を記入すること。浸透柵、浸透管等）、詳細図、縦断面図は必要に応じ提出するして下さい。
 - ・現況写真
 - ・完成写真、浸透柵、浸透管等の状況写真を提出して下さい。
- 3 ※印のある欄は記載しないで下さい。

開発工事関連検査確認書

要綱番号	守開協第	号	種別	開発行為 ・ 公共施設	
施工承認番号	施行承認第	号			
雨水浸透阻害行為	守下管台第	号	検査員		
検査年月日	年	月	日	再検査年月日	
申請者					
※ 申請者及び検査員によるダブル検査 確認は○か☑、検査項目対象外は空欄とする。					
種別	検査項目	検査内容			確認
共通 材料検収	写真等	1	材料等は、日本工業規格(JIS)、日本下水道協会規格(JSWAS)等の規格品を用いている。		
共通 現地照合	完成図面	2	完成図面のとおり、数量、管径、延長、勾配で設置している。(現地測量実施)		
公共ます	出来形	2	ますに接続した管周りの目地に隙間がない。		
		3	ます躯体内の目地抜け、インパートなど不具合箇所がないか。		
		4	ます躯体内に管が突出して配管されてないか。(内壁に合わせる)		
		5	ます、管内に堆積物がないか。(残土、モルタル、ごみ等を目視、必要に応じ鏡確認)		
		6	新設の場合、特に確認が必要な写真があるか。(本管と支管との接続状況、埋戻し状況(砂充填厚み)、変換接手有の場合接続状況、閉塞状況)		
本管、人孔、公共樹	出来形	7	人孔、ます内に接続した管周りの目地に隙間がない。		
		8	人孔、ます躯体内の目地抜け、インパートなど不具合箇所がないか。		
		9	ます躯体内に管が突出して配管されてないか。(内壁に合わせる)		
		10	管、人孔、ます内に堆積物がないか。(残土、モルタル、ごみ等を目視、必要に応じ鏡確認)		
		11	特に確認が必要な写真があるか。(人孔と本管、本管と支管との接続状況、埋戻し状況(砂充填厚み)、閉塞状況)		
雨水浸透施設	出来形 (貯留槽)	12	特に確認が必要な写真があるか。(貯留量がわかる寸法表示、公下と流出管との接続状況、基礎厚)		
		13	オリフィスますの口径、泥だめ(h=150 mm以上)、逆流防止弁(必要時)の確認		
		14	オリフィスます、余水吐躯体にクラック、目地の隙間など不具合箇所がないか。		
	出来形 (浸透ます、浸透管、浸透舗装等)	15	特に確認が必要な写真があるか。(基礎、路盤厚、充填碎石の幅、奥行き等の寸法、透水シート設置、埋戻し状況)		
		16	泥だめ(h=150 mm以上)の確認		
		17	管、ます内に堆積物がないか。(残土、モルタル、ごみ等を目視、必要に応じ鏡確認)		
		※ 再検査内容等記入			
備考欄					

委任状

住所

私議

氏名

⑩

電話番号

を代理人と定め、下記に関する権限を委任いたします。

記

(委任事項)

特定都市河川浸水被害対策法

又は、

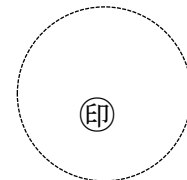
大阪府特定都市河川流域における浸水被害の防止に関する条例

の規定による申請手続き、訂正、受領に関する権限

令和 年 月 日

住所

氏名



2 1. 標識の設置

・標識のサイズ

3タイプを標準とする。

縦 70 cm × 横 90 cm

縦 15 cm × 横 30 cm

縦 8 cm × 横 15 cm

・都道府県等の長（守口市長）が設置する標識は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則第17条第1項に規定する事項に加え当該施設が浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に周知させる説明文の記載や構造図の表示行なうなど分かりやすくすることが望ましい。

・申請者が自ら標識を設置することは可能である。設置位置等については、申請者の意向もあることから、完了検査後に、申請者で適切な場所に標識を設置する。

規則第17条第1項に規定する事項

- ① 雨水貯留浸透施設の名称
- ② 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ③ 雨水貯留浸透施設の容量又は規模及び構造の概要
- ④ 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は守口市長の許可を要する旨
- ⑤ 雨水貯留浸透施設の管理者及び連絡先
- ⑥ 標識の設置者及び連絡先

・守口市長の許可を要する行為とは

法第18条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行なうときは、守口市長の許可が必要となる。

- 貯留施設の全部又は一部の埋立て、撤去等
- 貯留施設における建築物等の新築、改築、増築
- 貯留施設が設置されている建築物等の改築又は除去（建築物の地下等に設置されている場合に記入）
- 貯留施設の堤防の掘削、擁壁等の損壊等
- 流入出管の閉塞又は管径の変更等
- 透水性舗装の打ち換え等
- 浸透機能を発揮する部分の閉塞等
- 集水管又は流入管の閉塞等

標識記載内容イメージ（参考図）

雨水貯留浸透施設

この施設は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき浸水被害を防止するため、設置された雨水貯留施設です。

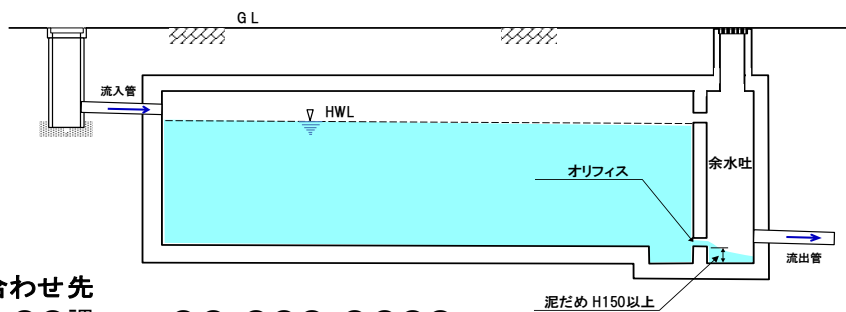
許可番号 守下管第〇〇〇号

施設の規模 縦〇〇m 横〇〇m 高さ〇〇mです。

〇〇トンの雨水を一時的の貯留できます。

※ この施設をむやみに掘削、改造、撤去等はできません。

守口市長の許可が必要となります。



問い合わせ先

守口市〇〇課 TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

雨水貯留浸透施設

名称	〇〇〇〇 〇〇工事
検査済証番号	守下管第〇〇〇号
構造の概要	縦〇〇m 横〇〇m 高さ〇〇m 〇〇m ³
雨水流出抑制機能	行為面積 〇〇m ² による〇〇m ³ /sの流出量を抑制
許可を要する行為	法第18条第1項各号及び同法施行令第12条の各号に定められた次の行為を行なうときは、守口市長の許可が必要です。 ① 貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て、撤去等 ② 流入出管の閉塞等 ③ 浸透機能を発揮する部分の閉塞等
施設の管理者	〇〇〇〇管理組合 TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
標識の設置者	〇〇〇〇管理組合 TEL 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

○ この雨水貯留浸透施設は、特定都市河川浸水被害対策法第9条の許可に係る工事により設置されたものです。

守口市雨水流出抑制施設設置基準

令和4年4月1日改定版

発行 守口市 環境下水道部 下水道課
〒570-8666
大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号
TEL 06-6992-1751
FAX 06-6991-0944
